

那覇市公告第 541 号
令和 4 年 12 月 1 日

「令和 4 年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約」に係る
制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市消防庁舎排水管洗浄契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎、他 6 署所（別紙仕様書のとおり）
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業（排水管洗浄業務）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和 4 年 12 月 9 日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は 3 ヶ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和4年12月1日(木)から令和4年12月9日(金)
※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和4年12月8日(木)午後2時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和4年12月15日(木)午後2時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

7 入札時提出書類

(1) 入札書(市指定様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市指定様式)

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

11 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 友寄 TEL867-0119 FAX869-1190